

## 書面調査における業種ごとの回答者数

業種（注1）	第1回 書面調査	第2回 書面調査	フォロー アップ 調査 （注2）
酪農業・養鶏業（農業）（注3）	131	4	28
総合工事業	2,434	99	123
食料品製造業	1,647	45	80
家具・装備品製造業	448	4	7
パルプ・紙・紙加工品製造業	659	14	27
印刷・同関連業	1,026	18	34
化学工業	995	18	79
石油製品・石炭製品製造業	290	0	1
窯業・土石製品製造業	1,073	19	37
鉄鋼業	451	21	26
非鉄金属製造業	395	8	20
金属製品製造業	1,769	59	84
はん用機械器具製造業	1,051	26	43
生産用機械器具製造業	1,616	65	85
業務用機械器具製造業	576	24	24
電子部品・デバイス・電子回路製造業	580	15	32
電気機械器具製造業	1,199	25	60
情報通信機械器具製造業	260	7	16
輸送用機械器具製造業	1,087	34	118
放送業	346	0	110
情報サービス業	2,734	27	4
映像・音声・文字情報制作業	941	27	118
道路貨物運送業	2,769	83	215
各種商品卸売業	488	5	17
飲食料品卸売業	1,514	33	101
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1,992	47	93
機械器具卸売業	1,705	56	166
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注4）	286	24	24
各種商品小売業	279	3	22
飲食料品小売業	1,254	8	84
機械器具小売業	944	15	145
ドラッグストア・ホームセンター（その他の小売業）（注5）	202	23	23
不動産取引業（注6）	801	11	88
不動産賃貸業・管理業（注7）	1,508	27	174
広告業	642	15	76
技術サービス業	1,489	29	3
協同組合	2,704	25	170
自動車整備業	778	8	0
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注8）	1,584	24	78
その他の業種	484	401	563
合計	43,131	1,396	3,198

注1 業種名は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。

注2 「フォローアップ調査」は、注意喚起対象4,030名フォローアップ調査のことである。

注3 「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。

注4 「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

注5 「その他の小売業」のうち、細分類の「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を対象としている。

注6 「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。

注7 「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。

注8 「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている。

## 立入調査において確認された問題につながるおそれのある事例

業種（発注者／受注者）	内容
【発注者】 総合工事業 【受注者】 総合工事業	総合工事業者A社は、建設工事及び設計施工管理業務の一部を複数の総合工業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、一部の業者との取引価格について、発注の都度見積りを取っているものの、見積りの算定の基礎となる工事単価の引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、工事単価を据え置いていた。
【発注者】 パルプ・紙・紙加工品製造業 【受注者】 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業者B社は、紙袋、パッケージ等を製造しており、製造に必要な資材を複数の紙製造業者から仕入れているところ、遅くとも令和4年9月以降、一部の業者との取引において、取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議することなく取引価格を据え置いており、また、取引価格を据え置く理由を回答していなかった。
【発注者】 印刷・同関連業 【受注者】 印刷・同関連業	印刷・同関連業者C社は、書籍、雑誌等の製本及び印刷の事業を営んでおり、パンフレット、カタログ等の印刷業務及び製本加工業務を複数の印刷業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、一部の業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 窯業・土石製品製造業 【受注者】 窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業者D社は、生コン材料の販売業を営んでおり、ゼネコンに販売する生コン用骨材及び砕石を複数の窯業・土石製品製造業者から調達しているところ、遅くとも令和4年6月以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 金属製品製造業 【受注者】 金属製品製造業	金属製品製造業者E社は、メーカーから自動車やエレベーターの部品の製造業務を受託し、加工業務の一部を複数の加工業者に委託しているところ、遅くとも令和2年以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 生産用機械器具製造業 【受注者】 生産用機械器具製造業	生産用機械器具製造業者F社は、メーカーからロボット用制御機器等の製造業務を受託し、当該業務の一部を複数の機械器具製造業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、当該業者との取引において、発注の都度見積りを取って取引価格を決めているものの、見積りの算定の基礎となる作業単価引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、作業単価を据え置いていた。
【発注者】 放送業 【受注者】 映像・音声・文字情報制作業	放送業者G社は、ケーブルによるテレビ放送サービス業等を営んでおり、テレビ番組の撮影業務を複数の撮影業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

業種（発注者／受注者）	内容
<b>【発注者】</b> 情報サービス業 <b>【受注者】</b> 情報サービス業	<p>情報サービス業者H社は、情報システムの企画、開発、構築等の事業を営んでおり、顧客から受託した情報システム開発業務等の一部を複数の情報システム開発業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>
<b>【発注者】</b> 映像・音声・文字情報制作業 <b>【受注者】</b> 道路貨物運送業	<p>映像・音声・文字情報制作業者I社は、日刊紙を発行しており、印刷業者から新聞販売店までの日刊紙の運送業務を運送業者に委託しているところ、平成31年4月以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>
<b>【発注者】</b> 道路貨物運送業 <b>【受注者】</b> 道路貨物運送業	<p>道路貨物運送業者J社は、荷主及び元請業者から食品の運送業務を受託しており、当該業務の一部を複数の運送業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>
<b>【発注者】</b> 建築材料、鋳物・金属材料等卸売業 <b>【受注者】</b> 金属製品製造業	<p>建築材料、鋳物・金属材料等卸売業者K社は、鋼材製の建設資材の卸売業等を営んでおり、屋根材の板金加工を複数の板金加工事業者に委託しているところ、遅くとも平成30年以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>
<b>【発注者】</b> 飲食料品小売業 <b>【受注者】</b> 道路貨物運送業	<p>飲食料品小売業者L社は、スーパーマーケット等を運営しており、同スーパーマーケットで販売する飲料等の運送業務を複数の運送業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>
<b>【発注者】</b> 不動産賃貸業・管理業 <b>【受注者】</b> ビルメンテナンス業	<p>不動産賃貸業・管理業者M社は、商業施設の賃貸及び管理運営業を営んでおり、自社が管理運営する商業施設の警備業務及び清掃業務を複数の警備業者、清掃業者及びビルメンテナンス業者に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、一部の業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>
<b>【発注者】</b> 協同組合 <b>【受注者】</b> 道路貨物運送業	<p>協同組合Nは、生乳受託販売事業、資材購買事業等を営んでおり、生乳の集荷及び飼料の運送を複数の運送業者に委託しているところ、遅くとも令和2年4月以降、当該業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>
<b>【発注者】</b> ビルメンテナンス業 <b>【受注者】</b> ビルメンテナンス業	<p>ビルメンテナンス業者O社は、ビル管理業者、宿泊業者、飲食店等から、建物の管理、清掃、法定点検等の業務を受託しており、当該業務の一部を複数の清掃業者、ビルメンテナンス業者等に委託しているところ、遅くとも令和4年6月以降、一部の業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>

## 業種ごとの注意喚起文書の送付件数

業種（注1）	第1回 書面調査	第2回 書面調査	フォロー アップ 調査 (注2)	合計
情報サービス業	745	7	3	755
協同組合	487	4	68	559
道路貨物運送業	335	31	94	460
機械器具卸売業	305	14	72	391
総合工事業	254	36	35	325
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	264	10	35	309
金属製品製造業	207	48	31	286
化学工業	232	6	37	275
生産用機械器具製造業	219	16	31	266
不動産賃貸業・管理業（注3）	195	6	62	263
食料品製造業	212	13	24	249
輸送用機械器具製造業	182	17	34	233
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注4）	171	19	34	224
飲食料品卸売業	172	12	39	223
機械器具小売業	134	11	69	214
映像・音声・文字情報制作業	131	11	52	194
電気機械器具製造業	158	5	20	183
技術サービス業	157	14	0	171
飲食料品小売業	127	9	31	167
広告業	103	16	42	161
窯業・土石製品製造業	139	6	15	160
はん用機械器具製造業	129	15	14	158
放送業	107	0	41	148
印刷・同関連業	118	4	15	137
パルプ・紙・紙加工品製造業	107	8	12	127
電子部品・デバイス・電子回路製造業	107	6	11	124
業務用機械器具製造業	84	7	12	103
各種商品小売業	81	0	9	90
非鉄金属製造業	76	0	13	89
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注5）	73	8	7	88
鉄鋼業	72	4	10	86
不動産取引業（注6）	36	4	36	76
情報通信機械器具製造業	44	1	7	52
石油製品・石炭製品製造業	46	1	0	47
ドラッグストア・ホームセンター（その他の小売業）（注7）	29	8	10	47
自動車整備業	40	1	0	41
酪農業・養鶏業（農業）（注8）	24	2	10	36
各種商品卸売業	32	0	4	36
家具・装備品製造業	27	0	2	29
その他の業種	188	191	214	593
合計	6,349	571	1,255	8,175

注1 業種名は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。

注2 「フォローアップ調査」は、注意喚起対象4,030名フォローアップ調査のことである。

注3 「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。

注4 「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている。

注5 「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

注6 「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。

注7 「その他の小売業」のうち、細分類の「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を対象としている。

注8 「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。



## 「労務費の価格への転嫁に関する現状」に係るデータ

## 1 労務費率（コストに占める労務費の割合のこと（注1））

n=34,531

業種名（注2）（注3）	労務費率	業種名（注2）	労務費率
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注4）	62.7%	不動産賃貸業・管理業（注6）	36.0%
情報サービス業	57.9%	電気機械器具製造業	35.3%
技術サービス業	56.8%	生産用機械器具製造業	34.9%
映像・音声・文字情報制作業	46.3%	協同組合	34.7%
不動産取引業（注5）	41.9%	総合工事業	34.6%
道路貨物運送業	39.7%	金属製品製造業	34.6%
広告業	38.5%	はん用機械器具製造業	34.4%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	38.0%	印刷・同関連業	34.3%
情報通信機械器具製造業	36.9%	放送業	34.0%
自動車整備業	36.9%	家具・装備品製造業	32.9%
業務用機械器具製造業	36.4%	輸送用機械器具製造業	32.5%

注1 労務費率が平均（32.4%）以上の業種を記載している。

注2 業種名は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。

注3 黄色の網掛けをしている6業種は、労務費転嫁交渉指針における「労務費率が高い業種」である。

注4 「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（下記2及び3について同じ。）。

注5 「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している（下記2及び3について同じ。）。

注6 「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している（下記2ないし4について同じ。）。

## 2 発注者に対するコスト上昇を理由とした取引価格引上げ要請の有無

n=23,100

業種名	要請した	要請していない	業種名	要請した	要請していない
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	70.9%	29.1%	不動産賃貸業・管理業	28.6%	71.4%
情報サービス業	43.7%	56.3%	電気機械器具製造業	85.0%	15.0%
技術サービス業	39.2%	60.8%	生産用機械器具製造業	82.9%	17.1%
映像・音声・文字情報制作業	38.8%	61.2%	協同組合	48.7%	51.3%
不動産取引業	24.8%	75.2%	総合工事業	56.5%	43.5%
道路貨物運送業	76.5%	23.5%	金属製品製造業	88.4%	11.6%
広告業	48.1%	51.9%	はん用機械器具製造業	86.2%	13.8%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	80.8%	19.2%	印刷・同関連業	89.9%	10.1%
情報通信機械器具製造業	70.3%	29.7%	放送業	16.8%	83.2%
自動車整備業	58.9%	41.1%	家具・装備品製造業	85.4%	14.6%
業務用機械器具製造業	79.4%	20.6%	輸送用機械器具製造業	81.6%	18.4%

注 黄色の網掛けをしている業種は、労務費転嫁交渉指針における「労務費率が高い業種」である（下記3及び4について同じ。）。

3 上記2で取引価格引上げを要請した受注者が発注者に示した要請の理由

n=13,355

業種名	労務費以外のコストの上昇	労務費を含めたコストの上昇	業種名	労務費以外のコストの上昇	労務費を含めたコストの上昇
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	10.3%	89.7%	不動産賃貸業・管理業	50.0%	50.0%
情報サービス業	21.5%	78.5%	電気機械器具製造業	55.1%	44.9%
技術サービス業	29.3%	70.7%	生産用機械器具製造業	60.5%	39.5%
映像・音声・文字情報制作業	52.8%	47.2%	協同組合	62.6%	37.4%
不動産取引業	54.7%	45.3%	総合工事業	37.6%	62.4%
道路貨物運送業	27.9%	72.1%	金属製品製造業	58.9%	41.1%
広告業	63.5%	36.5%	はん用機械器具製造業	56.1%	43.9%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	53.4%	46.6%	印刷・同関連業	74.1%	25.9%
情報通信機械器具製造業	57.3%	42.7%	放送業	46.9%	53.1%
自動車整備業	60.6%	39.4%	家具・装備品製造業	64.4%	35.6%
業務用機械器具製造業	61.7%	38.3%	輸送用機械器具製造業	56.6%	43.4%

4 労務費の転嫁率（転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合のこと）

n=4,707

ワースト10（注1）		ベスト10（注2）	
業種名	割合	業種名	割合
自動車整備業	41.5%	放送業	60.0%
輸送用機械器具製造業	40.9%	情報通信機械器具製造業	52.9%
映像・音声・文字情報制作業	36.5%	技術サービス業	47.3%
金属製品製造業	36.3%	業務用機械器具製造業	38.8%
印刷・同関連業	36.1%	情報サービス業	36.8%
道路貨物運送業	35.5%	不動産賃貸業・管理業	35.0%
家具・装備品製造業	31.0%	協同組合	33.6%
はん用機械器具製造業	29.7%	総合工事業	31.7%
業務用機械器具製造業	29.4%	生産用機械器具製造業	31.5%
生産用機械器具製造業	28.0%	広告業	31.2%

注1 労務費の転嫁率が10%未満の受注者が多い上位10業種のことで、「割合」欄には労務費の転嫁率が10%未満の受注者の割合を記載している。

注2 労務費の転嫁率が90%以上の受注者が多い上位10業種のことで、「割合」欄には労務費の転嫁率が90%以上の受注者の割合を記載している。

注3 ワースト10にもベスト10にも含まれている業種は、労務費の転嫁率が10%未満と労務費の転嫁率が90%以上の受注者が多く、その間の転嫁率の受注者が少ないことを意味する。

## 事業者名公表 13 名それぞれの具体的な取組内容

## 各事業者の取組内容

**【佐川急便株式会社】**

- 価格転嫁等に関する取引先の要望を汲み取る場（会合）を新設。令和5年3月開催の1回目は、本社が選定した取引先を営業所等に集めて開催。同年9月開催の2回目は、要望を汲み取りやすくするために、各取引先から個別に価格転嫁等に関する要望を確認。
- 価格協議の状況をチェックすることを目的として、本社に新組織を設立。
- 令和5年3月の1回目の会合の開催後、多数の取引先から価格転嫁の要望があり、対面又は Web で価格協議を実施済み。
- 価格転嫁を要請しなかった取引先のうち、半年間取引価格が据置きとなっていた全ての取引先について、取り急ぎ少しでも価格転嫁を進める趣旨で、取引価格を一律引き上げる旨を取引先に通知及び実施。
- 価格転嫁等の相談窓口（相談体制）を、営業所内に掲示。

**【三協立山株式会社】**

- 令和5年4月、継続取引先のうち直近1年間に価格転嫁を要請してこなかったため価格協議をしていなかった取引先に、価格協議を呼び掛ける文書を発出。同年9月、全ての継続取引先に対し、「価格交渉促進月間」に合わせて、毎年3月と9月に定期的に価格協議を行う旨等を告知する文書を発出。同年8月に購買方針説明会において価格転嫁に関する方針等を説明。
- 価格転嫁を要請した取引先と順次協議を実施。協議に当たってはエビデンスの提出を求めているが、取引先から相談を受けた場合は、どのようなエビデンスを提出すればよいかヒントを出している。エビデンスが提出されなくても、取引先の要請内容が三協立山株式会社の認識と同程度であればおおむね要請を認めている。結果として、取引先からの要請に対し8割～満額で認めており、据置きの場合事例はなし。
- スポット取引の取引先には、本社から現場の交渉担当者に対し、スポット取引の発注をする場合は、取引先に、コスト上昇分を踏まえた見積りを提出するようにと口頭で伝えるよう指示。
- フォローアップ調査期間中は、取引先からの価格転嫁の要請を全て認めたため、独占禁止法 Q&A の②に該当する行為（取引先から価格転嫁を要請されたが取引価格を据え置くこととし、据置きの理由を記録の残る方法で回答しないこと）は生じ得なかったが、今後、取引先から価格転嫁の要請があり、協議の結果、取引価格を据え置く場合は、その理由を記録の残る方法で回答することとする。

**【全国農業協同組合連合会】**

- 令和5年2月から、継続取引先であって年1回以上価格協議をしていない取引先に価格協議を呼び掛ける文書の発出を開始（5月にも改めてこの取組みの徹底を促した。）。その後、改めて9月に、本部から現場に対し、継続取引先であって年1回以上価格協議をしていない取引先に上記と同様の文書を発出の上、回答のない取引先へは回答の督促をするように指示。文書での価格協議の呼び掛けは年1回を予定。
- 取引先から価格転嫁の要請があり、協議の結果取引価格を据え置くこととした場合は、その理由を記録の残る方法で回答するよう本部から現場に文書で指示。

**【大和物流株式会社】**

- 継続取引先との取引について、少なくとも1年に1回以上、契約更新の際に価格協議を実施することとし、順次実施中。

#### 各事業者の取組内容

- 価格協議の内容について記録を残すこと、協議を行ったか否かを半期に1度実施する各現場の自主点検のチェックリストで確認することを、社長名で社内に周知。
- 取引先から価格転嫁の要請があり、協議の結果認めなかった場合は、その理由を記録の残る方法で回答しないと、独占禁止法 Q&A の②に該当する旨を社長名で社内に周知。

#### 【株式会社デンソー】

- 価格転嫁を含む取引適正化を推進するための専門部署を設置。
- 全取引先に対して定期的に発出している価格協議を呼び掛ける文書の中で、原材料費、エネルギー費、労務費等の環境変動分の反映やその他困り事について、いつでも協議に応じる旨を周知。文書発出後、取引先の要望を確認して協議を実施。価格転嫁の要請に対し満額以外の回答の場合は、交渉結果を書面等の記録の残る方法で両社にて共有。これらの取組は半期に1度実施。
- 令和5年上期・下期ともに、調達担当者が全ての取引先に対して個別にコンタクトを実施。特に下期は、労務費について取引先から話が出なければ、調達担当者から必ず転嫁の要否を確認。
- 令和5年8月に全ての取引先に対し、①価格転嫁に関する協議ができているか、②担当者が不合理な価格改定要請をしていないかなど、取引適正化に関する無記名アンケートを実施。
- 中小零細企業からエビデンスを用意できないと相談された場合は、門前払いではなく、準備が比較的容易なエビデンスを伝えて用意してもらうようにしている。
- 半期毎に価格協議を行い、取引先からの転嫁要請に対して金額ベース平均で約85%を受け入れた。

#### 【株式会社東急コミュニティー】

- 価格転嫁の取組のための専門部署を設置。
- 令和5年3月、継続取引先に価格協議を呼び掛ける文書をメールで発出し、到達確認や回答のリマインドを電子メールなどで数回実施。かかる取組は、今後は年1回実施予定。継続取引先へのリマインドについては、現場から直接声かけをするなどの方法も検討中。
- スポット取引の取引先については、本社から現場に、発注の際にコスト上昇分を踏まえた見積りを提出するようにと取引先に伝えるよう指示。
- 令和5年3月の価格協議の呼び掛けに対して価格転嫁を要望してきた継続取引先のうち、同年10月頃時点でその大半の取引先と協議終了。協議を終了した継続取引先については取引価格を据え置いた事例はなく、満額回答が約半数、残りの半数は要望額の約8割で妥結。小規模・零細継続取引先等からエビデンスを提出できないと言われた場合は、エビデンスのヒントを示したり、エビデンスを免除したりしている。
- 価格協議の結果、取引価格引上げ、据置き、引下げのいずれの場合も、妥結結果やその理由等が記載された交渉記録を継続取引先と共有。

#### 【株式会社豊田自動織機】

- 令和5年1月、全ての継続取引先に、価格転嫁の要望の意向について回答を求める文書を発出。全取引先から回答を得て、ほとんど全ての取引先との価格協議を完結。同文書は年1回発出する予定であるほか、経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて都度発出。
- 価格転嫁円滑化のための具体的なマニュアルを作成して社内に展開。
- 取引先から、価格転嫁の際にどのようなエビデンスを提出すればよいかと尋ねられた場合は、フォーマットを提供するなどして支援。



### 各事業者の取組内容

- 本社から現場の交渉窓口に対し、スポット取引の発注をする場合は、取引先に、コスト上昇分を踏まえた見積りを提出するようにと伝えるよう指示。
- 価格転嫁の要望があった場合、要望の理由がエビデンスにより適正と判断されるときは満額受入れ。エビデンスが取引先から十分に示されない場合でも、自社の把握する情報等を踏まえておおむね適正な要望であると考えられる場合は満額受入れ。
- 取引先との協議の過程と結果は必ず記録に残し、特に、今後、協議の結果価格転嫁を認めないケースが発生した場合は、必ず書面や電子メールで回答するよう、公正取引委員会のウェブサイトに掲載されている独占禁止法 Q&A に従い、社内教育など周知徹底を継続して実施。

#### **【トランコム株式会社】**

- 定期継続的な取引先に対し、現場担当者が順次訪問し、面談により価格転嫁の要望を確認、令和5年12月頃時点で協議を実施中。おおむね全取引先と協議を実施しており、既に価格転嫁の要請があった場合は合意済み。
- 取引先との価格協議の結果、取引価格を据え置いた場合、その理由を記載した文書を取引先に交付することを社内に周知し対応。
- 取引先に価格転嫁の協議で訪問する際には、文書を持参して訪問目的を明確にしている。また、合意の内容を書面化し交付する際には、相談窓口の記載を定型化。

#### **【株式会社ドン・キホーテ】**

- 令和5年2月、5月及び10月、継続的に取り扱っている商品の全取引先に価格転嫁の要望を受け付ける旨記載の文書を電子メール、ファクシミリ等で送信。送信時にエラーが出た場合は郵送等で送信。
- 取引先からの価格転嫁の要請に対し、協議なしに据え置いた事例は確認されていない。
- 取引先に対して価格転嫁に係るエビデンス（値上げ内容の内訳等）を積極的に求めることはしていない。
- 交渉の結果、満額回答ではない場合には、極力記録が残る方法（やり取りしたメール、チャット等を用いて回答する等）で対応。
- 通報窓口の掲示を、取引先の目が届く商談スペース付近の店舗内掲示板に掲示。

#### **【株式会社日本アクセス】**

- 物流部門…令和5年3月、全ての継続取引先に価格転嫁の協議の要否を確認する文書を発出。回答がない場合は個別に催促して全取引先から回答を得て順次協議を実施し、一部の取引先は協議継続中。令和6年も同時期に文書を発出する予定。
- 卸売部門…令和5年4月より、順次継続取引先に価格転嫁の協議の要否を確認する文書を発出。回答がない場合は個別に催促しているが未回答の取引先あり。価格協議を希望した取引先との協議は終了し価格改定済み。価格転嫁の要請があった場合は満額受け入れているなどの事情を踏まえ、今後、どのように価格転嫁に関する取組を進めていくかを検討中。

#### **【株式会社丸和運輸機関】**

- 令和4年12月、社内に次の点を周知。
  - ・ 取引先から価格転嫁の要請があった場合は協議を実施して協議の結果を記録に残し、協議の結果取引価格を据え置くこととした場合は、必ず書面又はメールで据置きの理由を回答すること。
  - ・ 価格転嫁を要請してこない取引先や1年間取引価格が据置きとなっている取引先との間で、可能

## 各事業者の取組内容

な限りコミュニケーションの場を設定すること。

- 令和5年3月、全ての継続取引先との面談を実施。その際、取引先から価格転嫁の要望があり協議した場合は、交渉記録を本社に提出させている。
- 価格転嫁の要請は担当部門が受け付け、担当部門の対応に不満があるなどの場合の相談窓口を設置した旨をホームページに掲載し、また、同文書を令和5年11月から取引先に配布。

### **【三菱食品株式会社】**

- 物流部門
  - ・ 令和5年2月及び同年8月に、継続取引先へ価格協議を実施する旨の文書を発出した。協議結果（取引価格を据え置いた場合はその理由も含めた）等を記載した商談確認書を作成し、継続取引先に確認してもらった上で双方が共有。継続取引先がどのようなエビデンスを提出すればよいか分からないと述べた場合は、エビデンスに関してアドバイスした。
  - ・ 本社から、価格協議を実施する旨の文書発出後、回答がない取引先へ積極的に声掛けするよう現場の担当部門に指示した。
- 仕入部門
  - ・ 令和5年3月から順次継続取引先に対して価格協議を実施する旨の文書を発出している。大部分の取引先に対しては完了しており、引き続き発出予定。
  - ・ 取引条件に関する問い合わせ専用メールアドレスを作成し、文書にも明記している。
- 両部門共通
  - ・ 妥当な価格転嫁の要望があった場合は受け入れることとしている。
  - ・ 協議の結果、取引価格据置きとなった場合は、取引先から要望されたか否かにかかわらず、据え置いた理由を文書で回答することとしている。
  - ・ サステナビリティ重点課題の2023年度目標の一つとして「強靱で持続可能なサプライチェーンの構築」を掲げているが、価格決定方法の適正化に向けて取り組む旨を明確にすべく、11月1日付でパートナーシップ構築宣言を更新した。

### **【三菱電機ロジスティクス株式会社】**

- 令和5年2月、全取引先に労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分について、随時の価格交渉に応じること、値上げ要請に対し迅速に十分な協議を行う旨の文書を発出し、回答がない取引先へ電話等で確認するなどして、全取引先の意向を確認。同年9月も同様の文書を発出。
- 取引価格引上げ希望額を具体的に主張しない取引先に対しては、値上げの必要性に関し再度、確認フォローを行った。
- 価格転嫁を申し出た全ての取引先の要求に対し、合理的な理由を確認した場合、双方合意の上、値上げを受け入れた。
- 全取引先との交渉記録を残すこと、取引価格を据え置いた場合、取引先に対し、メール又は文書で正式回答することを本社から価格協議担当部門に指示した。交渉記録の内容は、本社が定期的に確認している。
- 本社法務部が価格協議担当部門に赴いて監査を実施。今年度は実施済み。次年度以降も継続して実施予定。